

# 令和8年度 市県民税（国民健康保険税）申告相談開催日程表

【耶馬溪支所 総務・住民課】

月	日	曜日	時間	対象集落	相談会場	
2	16	月	午前 9:00 ~ 11:30	山浦、提鶴	山浦生活改善センター	
			午後 1:30 ~ 4:00	伊福		
	17	火	午前 9:00 ~ 11:30	宮園	下郷地区公民館	
			午後 1:30 ~ 4:00	江淵、一ツ戸		
	18	水	午前 9:00 ~ 11:30	随雲寺・奥ノ鶴、葎野、島		
			午後 1:30 ~ 4:00	大久保、鹿熊、新藤野、鎌城		
	19	木	午前 9:00 ~ 11:30	金吉下、金吉上、内山・上ノ原		
			午後 1:30 ~ 4:00	奥畑、台翼、床波、行広・梶ヶ原		
	20	金	午前 9:00 ~ 11:30	樋山路元組、橋本		
			午後 1:30 ~ 4:00	樋山路中組、両畑		
24	火	午前 9:00 ~ 11:30	岩屋、中村	城井地区公民館		
		午後 1:30 ~ 4:00	町丈、下宮ノ馬場			
25	水	午前 9:00 ~ 11:30	上宮ノ馬場、三尾母			
		午後 1:30 ~ 4:00	小友田、口ノ林、木ノ子、辻り			
26	木	午前 9:00 ~ 11:30	上戸原、下戸原			
		午後 1:30 ~ 4:00	下福土、中福土、上福土、福土台			
27	金	★書類整理のため申告の受付を行いません★				
3	2	月	午前 9:00 ~ 11:30		中畑、上ノ川内	津民地区公民館
			午後 1:30 ~ 4:00	栃木		
	3	火	午前 9:00 ~ 11:30	柚木、大野下、柁木	中村生活改善センター	
			午後 1:30 ~ 4:00	大野上、大野中央		
	4	水	午前 9:00 ~ 11:30	両午、中村	山移地区公民館	
			午後 1:30 ~ 4:00	川原口、小屋ノ原、相ノ原		
	5	木	午前 9:00 ~ 11:30	鷹丸、原井、上ノ畑、下浅、中百谷、上百谷	深耶馬地区公民館	
			午後 1:30 ~ 4:00	馬場、持田、山移東		
	6	金	午前 9:00 ~ 11:30	深耶馬東、折戸、市ノ尾、小柿山、家籠、寺小野	★今年度も昨年度と同じく 中津市耶馬溪高齢者センター で行います。 ※中津市しもげ商工会横の橋を渡り左側にあります ※裏面もご覧ください	
			午後 1:30 ~ 4:00	八木蒔、嶋良、藤木		
	9	月	午前 9:00 ~ 11:30	下柿坂、中柿坂、上柿坂、柿瀬		
			午後 1:30 ~ 4:00	小川内、杉畑・津留		
	10	火	午前 9:00 ~ 11:30	上記期間中に申告できなかった 下郷地区の人		
午後 1:30 ~ 4:00			上記期間中に申告できなかった 城井地区の人			
11	水	午前 9:00 ~ 11:30	上記期間中に申告できなかった 津民地区の人			
		午後 1:30 ~ 4:00	上記期間中に申告できなかった 山移・深耶馬地区の人			
12	木	午前 9:00 ~ 11:30	上記期間中に申告できなかった 山移・深耶馬地区の人			
		午後 1:30 ~ 4:00	上記期間中に申告できなかった 山移・深耶馬地区の人			
13	金	午前 9:00 ~ 11:30	上記期間中に申告できなかった 山移・深耶馬地区の人			
		午後 1:30 ~ 4:00	上記期間中に申告できなかった 山移・深耶馬地区の人			
16	月	午前 9:00 ~ 11:30	上記期間中に申告できなかった人			
		午後 1:30 ~ 4:00	上記期間中に申告できなかった人			

上記の日程で税の申告相談を行いますので、必ず本人が出向いて申告して下さいますようお願いいたします。  
尚、申告期間中は耶馬溪支所 総務・住民課 住民係の窓口での申告相談は行いませんのでご了承下さい。

## 申告に必要なもの

### ○ 全員

各控除を受けるための書類【生命保険料、地震保険料、医療費などの領収書又は支払証明書・医療費控除に関する明細書、医療費通知（おしらせ）】

国民年金保険料を支払った方は、領収書又は証明書

※個人番号（マイナンバー）カードが必要となっています。

（個人番号カードをお持ちでない方は、通知カードと身分確認書類（免許証など）が必要です。）

### ○ 給与・報酬・報償・手当（自治委員や消防団などの手当も含まれます）や年金収入のある方 令和7年分の源泉徴収票や支払調書など（少額でも全て持参して下さい）

### ○ 給与や年金の他に収入のある方（農業、営業、不動産、一時所得）

収入や必要経費がわかる帳簿や領収書などの書類

農業機械などを購入した場合は領収書

譲渡や山林所得のあった方は売買契約書など

### ○ その他

戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

振替口座の確認できるもの（所得税の還付が生じた場合） その他必要書類

※ ご不明な点がございましたら、中津市役所 耶馬溪支所 総務・住民課 住民係までお問い合わせ下さい。

電話番号：54-3111（内線：123、133）